



個人事業主が受け取る 助成金の課税関係



私は個人で美容院を経営しています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の子供が通う小学校が臨時休業となり、出社できないこととなったため、当該者へ特別休暇を与え、国から《小学校休業等対応助成金》を受け取ることとなりました。その後、店舗を構える地域で緊急事態宣言の発令があったため、一定期間の休業を行うこととなり、新型コロナウイルス感染症特例措置である《雇用調整助成金》も受け取る予定です。これらの助成金を受け取ったときの課税関係を教えてください。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方公共団体（以下、国等）から支給される助成金がありますが、課税関係はそれぞれ異なります。

ご相談者は個人で美容院を経営されていることから、“個人事業主”に該当します。個人事業主が支給を受ける《小学校休業等対応助成金》や《雇用調整助成金》は、いずれも“事業所得”として所得税の課税対象となります。

課税対象となるもの、ならないもの

国等から支給される助成金は、個々の事実関係によって、所得税の計算上、課税の対象となるもの、ならないものに分かります。

(1) 課税の対象とならないもの

次のいずれかに該当する場合には、課税の対象とはなりません。（非課税所得）

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの（児童手当など）
- その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの（臨時福祉給付金など）
 - ・ 学資として支給される金品
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

(2) 課税の対象となるもの

(1) のいずれにも該当しない助成金は、課税の対象となります。課税の対象となる助成金は、次のいずれかの所得に区分します。

所得	助成金	(例)
事業	業務上の取引に関連して支給される助成金	事業者の収入減少に対する補償や、支払賃金など必要経費の支出補填を目的とした支給など
一時	業務上の取引に関連しないもので、一時に支給される助成金	臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するものなど
雑	上記いずれにも該当しない助成金	

ご相談のケースは、いずれの助成金も従業員へ支払う休業手当等賃金の補填であり、業務上の取引に関連して支給される助成金に該当することから、事業所得に該当します。

今後も国の施策として、様々な助成金支給されることと思われます。課税の判断は、当事務所までお問い合わせください。



不動産オーナーが 家賃を減額した場合の課税関係



当社は、所有している商用ビルをテナント貸ししています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、テナントの入居者から家賃の減額に関する相談が相次いできています。

このご時世ですので、新型コロナウイルス感染症の影響がおさまるまでの期間限定で、減額に応じようかと考えています。このような減額を行った場合、減額分について当社は“寄附”として処理をすることになるのでしょうか？



法人が、合理的な理由なく賃料を減額した場合、税務上、当該減額分は“寄附”として取扱います。ただし、一定の条件を満たすことで、実質的に当該契約に係る取引条件の変更に該当したものととして、取扱うことができます。変更に対応すれば、減額分について“寄附”として取扱う必要はありません。

原則的な取扱い

法人が賃貸借契約を締結している相手方に対して、当該契約に記載された賃料の減額を行った場合、合理的な理由がある場合を除き、当該減額分については、税務上、相手方に対する“寄附”として取扱います。

“一定の条件を満たす”とは

ただし、ご相談のような一時的な賃料の減額について、次の条件をすべて満たしている場合には、実質的に賃貸借契約に係る取引条件の変更に該当したものととして、当該減額分を“寄附”として取扱うことはしません。

- 契約の相手方において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること

- 貴社が行う賃料の減額につき、次の要件を満たしていること
 - ① 契約の相手方の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたもの
 - ② 書面などにより確認できる
- 賃料の減額が、契約の相手方において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること

この取扱いは、既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取扱います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も様々な問題に直面するかと存じます。税務上の取扱いは、当事務所までご相談ください。

